

令和3年厚木市農業委員会4月定例総会議事録

日 時 令和3年4月26日 月曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 市 川 和 典 2番 松 野 勝

3番 野 口 政 夫 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 9番 山 川 宏 司

8番 井 上 謙 治 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 暁 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告10件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告6件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 5 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について (8件)
- 6 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)
- 8 議案第19号 新規就農者の認定について (1件)
- 9 議案書20号 農用地利用集積計画の決定について (69件)
- 10 議案書21号 「令和4年度県農林業施設並びに予算に関する要望」及び
「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和3年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の野口政夫委員、4番の新藤悦子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月11日から4月12日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
まず、令和2年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で2件、3筆、面積は1,299平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で2件、2筆、面積は320平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、4件、5筆、面積は1,619平方メートルでございます。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、139件、420筆、面積は162,120.03平方メートルでございます。

続きまして、令和3年度分処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で3件、5筆、面積は1,734.90平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で3件、3筆、面積は585.58平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、6件、8筆、面積は2,320.48平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月11日から4月12日までに受け付けしましたものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は4人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ33筆、面積は延べ10,968.44平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、金田の㈱A、代表取締役Bさん、対象地は上古沢字雨堤2筆、登記地目は全て畑、合計面積は325平方メートルです。

当該土地は、平成30年10月、横浜地方裁判所小田原支部が強制競売を執行するにあたり、登記地目が畑であることから、同支部裁判官から当農業委員会あてに現況照会があったため、現地調査を行い、住宅敷地の一部として利用されていること、非農地であることを確認しているものです。

当該土地は、許可を受けず農地転用されていたことから、神奈川県に原状回復命令を発する予定について照会しましたが、その予定はないとの回答を得たため、同年11月、現況は非農地であること、また、落札後、非農地証明の手続きが必要である旨、裁判官宛て回答したものです。

その後、強制競売が執行され、令和元年7月に証明願提出者が落札、所有権を取得し、今回非農地証明願が提出されたものです。

裁判官からの照会等、これまでの経過を踏まえ、3月22日、山川委員立会いのもと現地調査を行

った結果、現況に変化はなく、位置、面積、形状等からみて農地として耕作の用に供することができない土地であるという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、3月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、恩名1丁目にお住まいのCさん、対象地は上荻野字小金塚1筆、登記地目は畑、面積は161平方メートルです。

当該土地は、昭和57年、隣接地に建築された住宅の増築の際に住宅敷地に取り込まれ、以降現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で確認できております。

これらの経過を踏まえ、3月23日、野口委員及び難波委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、3月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのDさん、対象地は上荻野字沓掛1筆、登記地目は畑、面積は49平方メートルです。

当該土地は、平成8年に墓地の造成や墓園の管理運営等を行う法人から、大規模公園墓地造成計画の敷地として貸してほしい旨の要望を受け、砂利敷きにて整地を行い、貸し付けられたものです。しかしながら、平成14年に資金難により法人の公園墓地計画が断念されたことから、本件土地は証明願提出者に返還されたのですが、農地に復元されることなく現在に至っているものです。

平成23年撮影の航空写真で明らかに雑種地化していること、また、平成23年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できることから、3月23日に野口委員及び難波委員立ち会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、3月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

本件につきましては、令和3年3月23日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から農地の転用事実について照会があったものでございます。

対象地は飯山字下千頭1筆、地目は畑、面積は124平方メートルでございます。

所有者は、飯山にお住まいのEさんでございます。

当該地は、市外化調整区域内の土地で、昭和44年10月26日付けで農地法第5条第1項の規定による農地転用許可済で、現況が非農地であることを確認いたしました。

国の通達、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は8件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は関口字中原1筆、地目は畑、面積は343平方メートルでございます。

渡人は、関口にお住まいのFさん、受人は関口にお住まいのGさん、Hさん及びIさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、妻、子及び雇用人5人の計8人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は飯山字界原1筆、地目は畑、面積は10平方メートルでございます。

渡人は被相続人Jさんの相続人の相模原市中央区田名にお住まいのKさん、Lさん及び藤沢市大庭にお住まいのMさんの3人、受人は飯山にお住いのNさんです。

農業経営の安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機及び田植機等。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は上依知字川原田1筆、地目は田、面積は545平方メートルでございます。

渡人は中依知にお住まいのOさん、受人は上依知にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は棚沢字市島川付4筆、地目は全て田、合計面積は2,288平方メートルでございます。

渡人は棚沢にお住まいのQさん、受人は棚沢にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人のみです。

続いて5番でございます。

対象となる農地は下古沢字宮ヶ崎2筆、地目は全て畑、合計面積は339平方メートルでございます。

渡人は下古沢にお住まいのSさん、受人は下古沢にお住まいのTさん及びUさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機及び管理機等。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は三田字蟹淵3筆、地目は全て田、合計面積は4,906平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのVさん、受人は同住所にお住まいのWさんです。

農業経営の安定のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、夫及び子の3人です。

続いて7番でございます。

対象となる農地は戸田字鶴田1筆、地目は畑、面積は967平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのXさん、受人は同住所にお住まいのYさんです。

農業経営安定のための世帯内贈与による所有権移転で、花卉の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、妻、父及び雇用者7人の計10人です。

最後に8番でございます。

対象となる農地は戸田字橋外4筆、地目は畑及び田、合計面積は1929平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのZさん、受人は岡田5丁目にお住まいのaさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、譲受人の子のみです。

1番から8番の全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積の要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何かご質問はありませんか。

<難波委員>

6番は渡人と受人の住所が同じですが、どういった御関係でしょうか。

<専任主幹>

親子になります。

<難波委員>

親子で売買するというのでしょうか。

<専任主幹>

はい。受付申請時、贈与ではなく売買であることを口頭でも確認しております。

<難波委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

初めに1番でございますが、対象となる農地の所在は下荻野字山中2筆、地目は全て畑、合計面積は1,844平方メートルです。

申請人は下荻野にお住まいのbさんです。

本申請は、車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

申請人は、及川の株式会社cから、現在借りている車両置場を返却しなければならなくなったため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を車両置場として貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は道路、南側は畑及び公園に接しております。

土地利用計画図によりますと、西側及び北側を市道中心から2.5メートルセットバックし、出入口を西側及び北側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、69台分の車両置場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、申請地の周囲に地先境界ブロックを新設し、東側、南側及び北側の一部に単管パイプ及び高さ40センチメートルの土留鋼板を新設する他、南側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に2番でございますが、対象となる農地の所在は及川字十二天上1筆、地目は畑、面積は340平方メートルです。

申請人は及川にお住まいのdさんです。

本申請は、農機具置場及び駐車所設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、現在、及川で農業を営んでいますが、自宅が申請地から見て国道412号を挟んだ南側に位置し、国道の交通量の多さから、申請地周辺にある農地に農機具を搬入するのに苦労していること、また、申請地北側にある長女宅の来客用駐車場が少ないことから、農機具置場及び駐車場を設置するため、今回許可申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は宅地、西側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側及び南側に設け、敷地内を転圧・整地し、農機具置場及び駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置は、既存コンクリートブロック及び既存鉄筋コンクリート擁壁を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましても、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。
よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程6、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。
よって、日程6、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。
次に、日程7、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございますが、対象となる農地の所在は金田字下夕原1筆、地目は畑、面積は287平方メートルです。

受人は金田にお住まいのeさん、渡人は金田にお住まいのfさんです。

本申請は、所有権移転による専用住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

受人は、渡人である病気の母を看病するため、実家に住みたいと考えていましたが、実家は弟も暮らしており、居住スペースが限られているため、現在は金田に家を借り、娘と2人暮らしをしています。最近、母の病状が進行したことから、看病のため、実家に近い場所に住みたいと考え、申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び南側は畑、西側は宅地、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、北側を市道中心から2.5メートルセットバックし、出入口を設け、

敷地内を転圧・整地し、専用住宅を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側はC P型枠ブロック82センチメートルを新設、東側は型枠ブロック60センチメートルから82センチメートル及びコンクリートブロック 3 段積を新設、西側は既存隣地ブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、浄化槽にて敷地内浸透処理し、オーバーフロー分を側溝に接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて2番でございますが、対象となる農地の所在は下川入字十五ノ域2筆、地目は全て畑、合計面積は692平方メートルです。

受人は平塚市西真土の株式会社g、代表取締役hさん、渡人は下川入にお住まいのiさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は平塚市で中古車販売業を営む法人で、取引先が厚木市内に多いことから、今後の取引を考え厚木市内で車両置場を探していたところ、接道条件や交通の便が良い申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は畑、西側は駐車場、南側は社会福祉法人施設、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砕石敷し、車両28台分の置場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側の一部に鋼板土留を新設し、南側に緑地帯を設けるほか、出入口以外は既存フェンスを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて3番でございますが、対象となる農地の所在は上荻野字田尻3筆、地目は全て畑、合計面積は1,078平方メートルです。

受人は下依知2丁目のj株式会社、代表取締役kさん、渡人は横浜市金沢区六浦南5丁目にお住まいのlさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は自動車、建設機械及びその部品の販売、輸出入並びに古物売買業を営む法人で、現在、上荻野にある自動車整備施設で中古車を整備し、インターネット等で販売を行っていますが、整備前の車両を置くスペースが不足しているため、自動車整備施設から近い申請地を選定し、今回許可申

請されたものです。

申請地の東側は畑及び宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は畑及び山林に接しております。土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を道路と同じ高さに盛土の上、転圧・整地の上、砂利舗装し、車両17台分及びタイヤ・ホイール置場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ1メートルの単管柵及び高さ50センチメートルの鋼板土留を新設、西側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて4番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字竹林6筆、地目は全て畑、合計面積は1,733.79平方メートルです。

受人は妻田西3丁目の有限会社m、代表取締役nさん、渡人は中荻野にお住まいのoさん外2人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、荻野地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は電気工事請負業を営む法人で、妻田西3丁目に借りている資材置場を返却しなければならなくなったことから、事業所から近く、資材置場として必要な面積を確保できる申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は道路、西側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側及び北側を市道中心から2.5メートルセットバックし、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び北側は地先境界ブロックを新設、西側はコンクリートブロック2段積を新設するほか東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて5番でございますが、対象となる農地の所在は、及川字大門先1筆、地目は畑、面積は545平方メートルです。

受人は戸室1丁目の株式会社p、代表取締役qさん、渡人は及川にお住まいのdさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は設備工事業を営む法人で、事業が順調なことから現在借りている倉庫が狭くなったため、事業所から近く、必要な面積が確保できる申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は道路、西側は駐車場に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側を市道中心から2.5メートルセットバックし、スロープにて出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側は単管パイプ及び高さ40センチメートルの土留鋼板を新設、南側は地先境界ブロックを新設、北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に6番でございますが、対象となる農地の所在は、下依知字中河原13筆、地目は全て田、合計面積は11,612平方メートルです。

受人は東京都千代田区神田須田町2丁目のr株式会社、代表取締役sさん及び東京都目黒区八雲3丁目のt合資会社、代表社員uさん、渡人は金田にお住まいのvさん外10人です。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

r株式会社とt合資会社は関連会社で、不動産の賃貸業及び不動産の管理業等を行っている法人です。r株式会社が持分3分の2、t合資会社が持分3分の1を取得し、特定流通業務施設を建設するための転用許可申請です。

稼働後は、w株式会社が商品を保管するために利用する計画となっております。

w株式会社は、福岡県福岡市に本社を置き、水産品の輸入販売や加工販売を行っており、全国へ配送しています。首都圏では、約3,100箇所の小売店等に商品を卸していますが、首都圏には流通拠点がなく、11箇所の倉庫等を賃借している状況のため、物流全体の配送管理が行えず、運送ルートにも無駄が多いなどの問題を抱えています。

こうしたことから、首都圏中央連絡自動車道圏央厚木インターチェンジや東名高速道路の厚木インターチェンジに近く、交通の便がよい申請地に物流拠点を集約し、保管、荷役コストの削減を図るため、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は田及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、入口を東側に設け、水路の付替えを行い、物流倉庫を建設しようとするものです。

物流倉庫の高さは、約14メートルとなっております。

隣接地等への被害防除措置として、外周にコンクリートブロック2段から3段積及びフェンスを新設し、計画面積の25パーセントの緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内に設置してある地下雨水貯施設に貯水し、敷地内処理及び道路埋設雨水管に接続する計画となっております。

敷地内の汚水処理につきましては、敷地内に設置してある浄化槽で処理し、オーバーフロー分が下水道に接続する計画となっております。

また、敷地内に40トンの防火水槽を設置する計画となっております。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきま

しては、隣接地に田が残りますが、日照については、日影図の提出を求め、夏場の日照時間が9時間以上確保できること、通風については、緑地帯に植える木の本数を制限したことにより特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は、物流効率化法に基づく物流倉庫の建設であることから、関東運輸局に総合効率計画の申請を行っており、令和3年2月15日に認定を受けております。

また、本申請の開発区域の面積が10,000平方メートルを超えておりますので、県土地利用調整条例の対象となっており、3月30日に協議整っております。また、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続き中となっております。

なお、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、3月8日に、役員、地元農業委員である梅澤委員及び事務局職員で現地確認を行っております。

農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

6番について、かなりの水路が区域に含まれるようですが、どのような措置を講じているのでしょうか。

<農地管理係主事>

東西方向の水路が一部区域に含まれるため、区域外に付け替えることで管理者と協議が整っております。

<難波委員>

農地の使用に、影響が無いのであれば、問題はありません。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛

成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程8、議案第19号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第19号、「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

申請人は下依知2丁目にお住まいのxさんです。

申請人は、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第6号に規定する国又は地方公共団体が設置する農業に関する技術上の試験、研究及び教育等を行う機関と認めている、農業研修教育施設に勤務しております。

また、提出されました職歴証明書においても、農業経営に必要な農機具等の知識、経験を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号に掲げる認定規準の要件を満たしているものです。

耕作予定地は、下依知3丁目1筆、面積325平方メートル、通作距離は0.8キロメートルです。

ネギ、ニンジン、ダイコン等の露地野菜の作付けを予定しております。

現在、農業研修教育施設で再任用職員として勤務しており、一年目の年間所得目標は5万円。販路といたしましては、グリーンセンター等の直売所を予定しております。

今後、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定しようとするものです。

新規就農者の認定についての説明は、以上です。

よろしく御審議たまわりますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<梅澤委員>

経営面積が325平方メートルと広くはないのですが、そういった場合でも新規就農者として認定できるのでしょうか。

<会長>

徐々に規模拡大したいということだと推測しますが事務局いかがでしょうか。

<農地管理係主事>

xさんは、平日は農業研修教育施設にお勤めのため、可能な面積で就農する心積りいらっしやると聞いております。

<都市農業支援担当主幹>

加えまして、次男の体調が思わしくないことから、親子で楽しく農作業をしたいと考えていらっしゃるということですよ。

<梅澤委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第19号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案19号「新規就農者の認定について」は、原案のとおり認定されました。

次の日程9、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は69番までございますが、1番及び2番については、井上委員が関係する事案です。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、井上委員の退出を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程9、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第20号、

「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのyさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

申出地は山際字神明ノ木5筆、地目は全て田、合計面積3,404平方メートルです。

利用目的は水稲、3年間の使用貸借権で、新規設定が3筆、更新設定が2筆でございます。

1番及び2番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な

農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の1番及び2番については、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、引き続き、日程9議案第20号「農用地利用集積計画の決定」の3番から69番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

続きまして、3番から69番について御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計は、集積面積が81,270.38平方メートルで、その内新規設定は54件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、使用貸借権が65件、126筆、78,614.48平方メートル、賃借権2件6筆、2,655.90平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が56件、109筆、63,832.00平方メートル、畑が10件、21筆、16,448.38平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻53件、普通畑12件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間が64件、6年間が2件でございます。

その他では、田と畑の組み合わせが1件あり、田が1筆790平方メートル、畑が1筆200平方メー

トル、利用目的は水稲1件、普通畑1件、契約期間3年間で1件で、新規設定でございます。

なお、66番の借人であるxさんは議案第20号で御承認いただきました新規就農者でございます。

3番から69番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」の3番から69番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」の3番から69番までについては、原案のとおり決定されました。

最後に、日程10、議案第21号『「令和4年度県農林業施設並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について議題といたします。

なお、この件につきましては、先般、農政対策検討会において協議・検討がなされておりますので、三橋農政担当理事から説明をお願いしたいと思います。

<三橋農政担当理事>

ただいま議題となりました、議案第21号『「令和4年度県農林業施設並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』につきましては、3月25日開催農政対策検討会におきまして昨年度提出した意見を、今年度も継続するべきと判断し、取りまとめを行いました。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしく御審議をお願いします。

<議長>

三橋農政担当理事、ありがとうございました。

続いて、事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第21号『「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について御説明いたします。

本件につきましては、1月に県農業会議から取りまとめ依頼があり、2月全員協議会の資料送付により、委員の皆様には要望・意見案の提出をお願いさせていただいたものです。

委員の皆様からは要望・意見案の御提出はありませんでしたが、先ほど三橋委員から御説明いただいたとおり、3月25日に農政対策検討会を開催し、昨年度提出した要望・意見について、令和4年度に向け、継続して提出するか否かを協議いただきました。

検討会においては、「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」である、かながわ農政の推進についての鳥獣被害対策について、継続して提出するべきとの御判断をいただいたものでございます。

その内容は、「鳥獣被害による農作物被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっている。また、荒廃農地と併せ荒廃した里山は、鳥獣の格好なすみかとなっている。

ことを理由として、ニホンザルについては、計画的な捕獲により被害が減少しているが、イノシシ・ニホンジカ・アナグマ等による被害も多く、生息数が増えていることから駆除を行うよう対策を講じること。また、駆除対策と並行し、里山を適切に管理できる手法を考えること。」というものです。

本日は、この要望について、県農業会議に提出してよろしいかをお諮りするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第21号『「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第21号『「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』については、原案のとおり決定することに決定いたしました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和3年4月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
